


たちかわ創業応援通信 Vol.24

立川市でこれから創業したいアナタ！立川市で創業したばかりのアナタ！
5つの創業支援機関が力を合わせ、アナタを応援します。(^_^)人(^_^)♪

◆たちかわ創業応援プロジェクト 各機関からのお知らせ◆

立川市

◆空き店舗情報サイト
立川市内で空き店舗をお探しの方のために、空き店舗情報サイトを開設しています。市内の空き物件が地域別に簡単に検索できます。立川市のHPの検索窓に「空き店舗情報サイト」と入力すると検索トップに出てきます。ぜひご利用ください！
⇒QRコードも使えます！





◇東京都創業助成事業 募集締切 5月19日(金) (当日消印有効)
◇創業助成事業申請書ブラッシュアップ支援個別対応 随時
◇第116回 ミニブルーム交流カフェ(国立) 6月23日(金) 10:00~12:00 tamacafe
◇第117回 ミニブルーム交流カフェ(立川) 6月28日(水) 10:00~12:00 女性総合センター アイム

立川商工会議所

どうなる？労基法改正「残業720時間」ショック！対応セミナー

政府は「働き方改革」で、これまで事実上、青天井になっていた長時間労働に制限を設け、残業時間の上限を繁忙期も含めて年間720時間、月平均60時間とする方向で調整が入っていました。そして、政府、連合、経団連の新制度における繁忙月の残業時間上限が「月100時間未満」で決着したことを受け、「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」を公表しました。今回のセミナーでは、この「政労使提案」の内容が、中小企業の経営にどのような影響を与えるかについて、経営人事労務問題のシンクタンク、高橋賃金システム研究所 高橋邦名所長、高木厚博副所長が、想定される事象を詳しく解説します。すぐ参考いただけるノウハウ満載… 奮ってご参加下さい！

■日時 平成29年6月6日(火) 13時30分～16時30分
■場所 立川商工会議所 会議室1
■講師 ㈱高橋賃金システム研究所

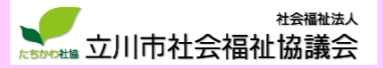


日本政策金融公庫

新たに事業を始める方や事業を開始して税務申告2期未満の方にご利用いただける「創業支援貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

- ◆各融資制度に定める利率から0.2%を低減します。
- ◆女性または35歳未満の方、Uターン等により地方で創業する方は、各融資制度に定める利率から0.3%を低減します。

【お問い合わせ】
立川支店 国民生活事業
TEL: 042-524-4191



NPO法人設立ガイド

NPO法、法人化の意義、申請上の注意点、必要な実務等、基本からお話します。

日時: 平成29年7月20日(木)19:00~21:00
場所: 立川市総合福祉センター2階 視聴覚室 (立川市富士見町2-36-47)
定員: 20名程度
参加費: 500円(資料代込)
申込み・問合せ: 市民活動センターたちかわ
TEL: 042-529-8323/FAX: 042-529-8714

たちかわ創業応援プロジェクトとは？

立川市で創業する！立川市で最近創業した！という創業者のみなさまを応援するため、上記の5団体が連携協定を結びました。みなさまが効率的に支援を受けられるよう、サポートいたします。



◆たちかわ創業応援プロジェクト創業相談窓口開設予定(5月&6月)◆

以下の日程で、各機関が相談窓口を開設しています！
詳しくは右側の各コーナーをご覧ください。

こんな相談したいんだけど……
わたしたちに任せてください！

5月	市	商工	公庫	多摩	活動
1(月)		●	●		
2(火)	●	●	●		
3(水)					随
4(木)					時
5(金)					相
6(土)	●				談
7(日)					実
8(月)		●	●		施
9(火)	●	●	●		中
10(水)	○	●	●		!
11(木)		●	●		詳
12(金)	●	●	●		し
13(土)					く
14(日)					は
15(月)		●	●		右
16(火)	●	●	●		記
17(水)	○	●	●		へ
18(木)		●	●		お
19(金)	●	●	●		問
20(土)	●				合
21(日)					せ
22(月)		●	●		く
23(火)	●	●	●		だ
24(水)	○	●	●		さ
25(木)		●	●		い
26(金)	●	●	●		
27(土)					
28(日)					
29(月)		●	●		
30(火)	●	●	●		
31(水)	○	●	●		

6月	市	商工	公庫	多摩	活動
1(木)		●	●		
2(金)	●	●	●		
3(土)	●				随
4(日)					時
5(月)		●	●		相
6(火)	●	●	●		談
7(水)	○	●	●		実
8(木)		●	●		施
9(金)	●	●	●		中
10(土)					!
11(日)					詳
12(月)		●	●		し
13(火)	●	●	●		く
14(水)	○	●	●		は
15(木)		●	●		右
16(金)	●	●	●		記
17(土)	●				へ
18(日)					お
19(月)		●	●		問
20(火)	●	●	●		合
21(水)	○	●	●		せ
22(木)		●	●		く
23(金)	●	●	●		だ
24(土)					さ
25(日)					い
26(月)		●	●		
27(火)	●	●	●		
28(水)	○	●	●		
29(木)		●	●		
30(金)	●	●	●		

立川市役所(市)

「創業を考えているんだけど…」 「役立つ情報を教えて！」
そんなときは、立川市役所の地域経済活性化推進員による相談窓口へどうぞ！

〈●〉毎週火・金・第1第3土曜日 10時~17時(お昼休みを除く)
予約: 042-528-6800
場所: 立川市中央図書館ビジネス支援コーナー (東京都立川市曙町2-36-2)

〈○〉毎週水曜日 13時~17時
予約: 042-528-4317
場所: たましんWinセンター(立川市曙町2-8-18)

立川商工会議所(商工)

開業手続き・記帳相談等創業に関するご相談を随時窓口でお受けしています。
また、創業に関するセミナーなども開催しております。
お問合せ: 042-527-2700
月~金 9:00~17:00
※土・日・祝祭日・年末年始はお休み
場所: 立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル12階

多摩信用金庫(多摩)

- ・事業計画策定支援
- ・創業やご融資のご相談
- ・インキュベーション施設のご相談

随時お電話で予約受付中！！

創業支援センターTAMA
(事務局: 多摩信用金庫)
お問合せ: 042-526-7766
月~金 9:00~17:00
※土・日・祝祭日・年末年始はお休み

日本政策金融公庫(公庫)

中小企業金融を担う全額政府出資の政策金融機関です。ビジネスプランや準備段階に応じたサポートをさせていただきます。

お問合せ: 042-524-4191
月~金 9:00~17:00
※土・日・祝祭日・年末年始はお休み
場所: 立川市曙町2-8-3
新鈴春ビル3階

市民活動センターたちかわ(活動)

NPO法人や任意団体などの市民活動を様々な形で応援しています。

お問合せ: 042-529-8323
月~金 8:30~19:00 / 土 8:30~17:00
※日・祝祭日・年末年始はお休み
場所: 立川市社会福祉協議会 (立川市富士見町2-36-47 立川市総合福祉センター)

No.	開催日時	種類	事業名・講座名	事業内容・講座内容	場所	特定対象者	定員	参加費	主催機関 (共催機関)	お問合せ先機関	連絡先	申込方法	特定創業支援事業	項目	連続講座
1	常時	個別相談	創業に関する個別相談	市の相談員が、起業・創業・経営・資格取得に関することや創業計画書の作成についてなど、個別で相談に応じます。	立川市 中央図書館、Winセンター	なし	なし	無料	立川市産業観光課	立川市産業観光課	042-528-4317	電話(042-528-4317)	-		
2	常時	個別相談	創業に関する個別相談	特定創業支援事業である創業塾・セミナーの補助支援事業として随時受付し、対応する。多摩信用金庫のインキュベーションマネージャーが担当する。	立川市 Winセンター	なし	なし	無料	創業支援センター-TAMA	創業支援センター-TAMA	042-526-7766	電話(042-526-7766)	○	4項目	
3	常時	個別相談	創業に関する個別相談	経営指導員による窓口相談を実施します。	立川市 立川商工会議所	なし	なし	無料	立川商工会議所	立川商工会議所	042-527-2700	電話(042-527-2700)	○	4項目	
4	常時	個別相談	創業に関する個別相談	融資相談だけでなく、ビジネスプランの作成や準備段階に応じたサポートをさせていただきます。	立川市 日本政策金融公庫立川支店	なし	なし	無料	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	042-524-4191	電話(042-524-4191)	-		
5	常時	個別相談	NPOに関する個別相談	NPOの多様なグループの運営相談、NPO法の解説・法人化の意義・設立に向けた手順や事務・質問などについて、個別相談に応じます。	立川市 立川市総合福祉センター	なし	なし	無料	立川市社会福祉協議会	市民活動センターたちかわ	042-529-8323	電話(042-529-8323) FAX(042-529-8714)	-		

☆「特定創業支援事業」とは、創業者の皆様には「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を身に付けていただくための創業支援事業です。トータルでこの4項目を受講した方が立川市にて創業を希望する場合、立川市産業観光課窓口にて申請をすると「特定創業支援を受けた者」として証明書を受けとることができます。この証明を受けると、法人設立時の登録免許税の軽減や信用保証枠の拡大等の優遇を受けられる場合があります。

**ご活用ください！ 立川市中小企業事業資金融資あっせん制度
創業資金A, B, S**

立川市では、市内中小企業者の皆様の経営安定等のために、中小企業事業資金融資あっせん制度を設けています。これは、市と契約している金融機関からの融資に対し、利子の一部と信用保証料の半額を補助するという仕組みです。各種資金メニューのうち、市内で創業する方(創業後1年未満の方)は、創業資金をご利用いただけます。創業資金には、創業資金A、創業資金B、創業資金Sと3種類あり、それぞれ要件が異なります。

立川市で創業をお考えの方、創業して間もない方は、ぜひ創業資金のご活用をご検討ください！

いざ！ たちかわで創業！

資金名	あっせん限度額、貸付期間及び利用者負担利率(年率)	条 件
創業資金A	限度額:1000万円 貸付期間:7年以内(据置1年を含む) 利率:0.5%	次の①②③全てに該当すること。 ①申請時に事業主として事業を営んでいないこと、または創業後1年未満であること。 ②事業所が市内に所在しているか、またはその予定であること。※法人の場合は本店が市内に所在しているかその予定があること。 ③市民税、固定資産税等、全ての市税を滞納していないこと。
創業資金B	限度額:1000万円 貸付期間:7年以内(据置1年を含む) 利率:0.4%	次の①②③④全てに該当すること。 ①申請時に事業主として事業を営んでいないこと、または創業後1年未満であること。 ②事業所が市内に所在しているか、またはその予定であること。※法人の場合は本店が市内に所在しているかその予定があること。 ③事業を営むまたは営もうとする個人は、女性、または申請時に満20歳から35歳未満の男性、または55歳以上の男性であること。 ④ 市民税、固定資産税等、全ての市税を滞納していないこと。
創業資金S	限度額:1500万円 貸付期間:7年以内(据置1年を含む) 利率:0.3%	【創業資金A】の条件に全て該当する方のうち、立川市創業支援事業計画に基づいた特定創業支援事業を受けたことによる証明を受けた(認定創業者)であること。



HOP !

STEP !

JUMP !